

宿 泊 約 款

第 1 条：適用範囲

- 当館（ホテル）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当館（ホテル）が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前例の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第 2 条：宿泊契約の申込み

- 当館（ホテル）に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館（ホテル）に申し出ていただきます。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - その他当館（ホテル）が必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館（ホテル）は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第 3 条：宿泊契約の成立等

- 宿泊契約は、当館（ホテル）が前条の申込を承諾したときに成立するものとします。ただし、当館（ホテル）が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊料金（別表第1による）にあたる申込金を、当館（ホテル）が指定する日までに、お支払を求める場合があります。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当館（ホテル）が指定した日までにお払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当館（ホテル）がその旨を宿泊客に告知した場合に限りです。

第 4 条：申込金の支払いを要しないこととする特約

- 前条第2項の規定に関わらず、当館（ホテル）は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申込を承諾するに当たり、当館（ホテル）が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第 4 条の 2：施設における感染防止対策への協力の求め

当館（ホテル）は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条の第2第1項の規定による協力を求めることができます。

第 5 条：宿泊契約締結の拒否

当館（ホテル）は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当館（ホテル）が旅行業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- 宿泊申込みが、この約款によらないとき。
- 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号にきていする暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の第2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
- 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。
- 宿泊しようとする者が、当館（ホテル）に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊客に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施工規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- 宿泊しようとする者が泥酔し、又はその者の言動が著しく異常であって、他の宿泊客に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。（石川県旅館業法施工条例第11条）
- 宿泊しようとする者の身体又は衣服が著しく不潔で他の宿泊客に不快の感を抱かせると認められるとき（石川県旅行業法施工条例第11条）。

- 当館（ホテル）や特定の個人、団体について誹謗中傷や名誉を棄損するような言動を行った場合、又はSNSやサイト上で拡散した場合。
- 石川県条例第20号石川県暴力団排除条例の規定する場合に該当するとき。

第 5 条の 2：宿泊契約締結の拒否の説明

宿泊しようとする者は、当館（ホテル）に対し、当館（ホテル）が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

第 6 条：宿泊客の契約解除権

- 宿泊客は、当館（ホテル）に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当館（ホテル）は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館（ホテル）が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館（ホテル）が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館（ホテル）が宿泊客に告知したときに限ります。
- 当館（ホテル）は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
- 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊客が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊客の責めに帰さない理由によるものであることを証明したときは、第2項の違約金はいただきません。

第 7 条：当館（ホテル）の契約解除権

- 当館（ホテル）は、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当館（ホテル）が、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行行為をしたと認められるとき。
 - 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められたとき。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会的勢力
 - 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼすとき。
 - 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。
 - 宿泊客が、当館（ホテル）に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊客に対する宿泊に関連するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施工規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 石川県条例第20号石川県暴力団排除条例の規定する場合に該当するとき。
 - 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館（ホテル）が定める利用規則の禁止事項（火災予防必要なものに限る。）に従わないとき。
 - 宿泊しようとする者が泥酔し、又はその者の言動が著しく異常であつて他の宿泊客に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。（石川県旅館業法施工条例第11条）
 - 宿泊しようとする者の身体又は衣服が著しく不潔で他の宿泊客に不快の感を抱かせると認められるとき（石川県旅行業法施工条例第11条）。
 - 当館（ホテル）や特定の個人、団体について誹謗中傷や名誉を棄損するような言動を行った場合、又はSNSやサイト上で拡散した場合。
 - 石川県条例第20号石川県暴力団排除条例の規定する場合に該当するとき。

- 当館（ホテル）が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。また、事前に収受した申込金があれば、利用されたサービス分を差し引いた金額を返還いたします。

第 7 条の 2：宿泊契約解除の説明

宿泊客は、当館（ホテル）に対し、当館（ホテル）が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

第 8 条：宿泊の登録

- 宿泊客は、宿泊日当日、当館（ホテル）のロビーにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - 宿泊客の氏名・住所及び連絡先
 - 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号（旅券の複写をさせていただきます。）
 - その他当館（ホテル）が必要と認める事項

2. 宿泊客が第12項の料金の支払いを、当館（ホテル）が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 9 条 ： 客室の使用時間

1. 宿泊客が当館（ホテル）の客室を使用できる時間は、午後2時から翌午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。また、当館（ホテル）との特約に応じた場合は、その特約に記載されている時間を使用時間といたします。
2. 当館（ホテル）は、前項の規約に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合は別表第3に掲げる追加料金を申し受けます。

第 10 条 ： 利用規則の遵守

宿泊客は、当館（ホテル）内においては、当館（ホテル）が定めて館内や公式ホームページ等に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条 ： 営業時間

1. 当館（ホテル）の施設の営業時間は公式ホームページ、備付けパンフレット、各所の提示、客室内サービスディレクトリー等でご案内いたします。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合や当館（ホテル）の都合により臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

第 12 条 ： 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払い、は、日本国通貨又は当館（ホテル）が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館（ホテル）が請求した時、フロントにて行っていただきます。
3. 宿泊客が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金等を申し受けます。

第 13 条 ： 当館（ホテル）の責任

1. 当館（ホテル）の宿泊に関する責任は、宿泊客が当館（ホテル）において宿泊の登録を行った時、又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊客が出発するために客室を空けた時に終わります。
2. 当館（ホテル）は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館（ホテル）の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
3. 当館（ホテル）は、防災などにつとめておりますが、万一の事故や火災等に対処するため、火災保険や旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条 ： 契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当館（ホテル）は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、天災その他の事由により困難な場合を除き、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋します。
2. 当館（ホテル）は、前項の規定に関わらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館（ホテル）の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条 ： 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館（ホテル）は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館（ホテル）がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館（ホテル）は15万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当館（ホテル）内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについては、不可抗力である場合を除き、当館（ホテル）の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館（ホテル）は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15万円を限度として当館（ホテル）はその損害を賠償します。

第 16 条 ： 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館（ホテル）に到着した場合は、その到着前に当館（ホテル）が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際にお渡します。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館（ホテル）に置き忘れられていた場合において、当館（ホテル）は、該当所有者からの連絡があり次第、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の連絡や指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて90日間保管し、その後処分又は最寄りの警察署へ届けます。
2. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館（ホテル）の責任は、第1項の場合にあっては前条1項の規定に、第2項の場合にあっては前条第2項の規定に準じるものとします。

第 17 条 ： 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

宿泊客が、当館（ホテル）の駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当館（ホテル）は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

ただし、駐車場の管理に当たり、当館（ホテル）の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条 ： 宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により当館（ホテル）が被害を被ったときは、当該宿泊客は当館（ホテル）に対し、その損害を賠償していただきます。客室キーの紛失に関しても、防犯上の理由により、ドアシリンダーの交換にかかる費用及び諸経費として金老萬円の損害金を負担していただきます。

別表第1 宿泊料金の算定方法（第3条第2項及び第12条第5項関係）

宿泊客が支払う総額	宿泊料金	(1) 基本宿泊料 (室料+朝・夕食料) (2) サービス料 (〈1〉×10%)
	追加料金	(3) 追加飲食 (朝・夕食以外の飲食料) (4) その他の利用料金 (5) ショップ利用料金 (6) サービス料 (〈3〉～〈4〉×10%)
	税金	(7) 消費税 (8) 入湯税

- (備考)
1. 基本宿泊料は販売商品ごとに設定されている料金表によります。
2. パンフレット発行による旅行会社商品の小学生料金は、大人に準ずる食事（朝食）と寝具を提供したときは、大人3名1室利用料金1人当たりの70%、子供用食事（朝夕食）と寝具を提供したときは大人3名1室利用料金1人当たりの50%頂きます。ただし大人1名と小学生1名で1室利用の場合は、小学生も大人と同額頂きます。
3. インターネット商品の小学生料金は、大人に準ずる食事（朝夕食）と寝具を提供したときは、1室利用料金1名当たりの70%、子供用食事（朝夕食）と寝具を提供したときは1室利用料金1名当たりの50%頂きます。
4. 3歳～未就学児の子供料金は、施設使用料（朝食・寝具・アメニティ）として¥3,300（税込）、更に夕食（子供用食事）を必要とする場合は別途¥3,300（税込）頂きます。2024年4月1日より施設使用料は¥3,850（税込）、更に夕食の別途料金は¥3,850（税込）に変更となります。（一部季節商品を除く。）

別表第 2 違約金（第6条第2項関係）

	契約解除の通知を受けた日				
	不泊	当日	前日	3日前	4日前以前
宿泊代金に対する比率	100%	100%	50%	30%	0%

- (備考)
1. %は、別表第1の宿泊料金に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、(短縮した日数の初日宿泊料金) × (上記の比率) を頂戴します。
3. 契約人数が減少した場合は、上記の日数に関係なく違約金は発生しません。
4. ゴールデンウィーク・お盆・年末年始に関しては下記の別表第2-1が適用となります。

別表第 2-1 違約金（第6条第2項関係）

	契約解除の通知を受けた日					
	不泊	当日	前日	3日前	7日前	8日前以前
宿泊代金に対する比率	100%	100%	50%	30%	20%	0%

別表第 3 時間外の客室使用料金（税金込 / 第9条第2項関係）

吉祥やまなか	部屋タイプ	料 金	
		14時迄	14時以降
	雅	¥11,000 / 1時間	別表1による 宿泊料金全額
	華	¥9,900 / 1時間	
	粹	¥7,700 / 1時間	
	寛	¥6,600 / 1時間	
	楽	¥5,500 / 1時間	
	和・集	¥4,400 / 1時間	
	優・心・紅	¥3,300 / 1時間	

以上

